

2007年1月25日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

犬の登録及び狂犬病の予防に関する事並びに動物愛護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供す
ることに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年1月16日付けで諮問（第230号）された犬の登録及び狂犬病の予
防に関する事並びに動物愛護に関することに係る個人情報を目的外に提供するこ
と及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断基準」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

刑事訴訟法第197条第2項の捜査関係事項照会として、犬の咬傷事故に関する一定の飼養者（氏名、住所等）及び飼い犬（登録年月日、登録番号、種類、名前等）関係情報の照会がなされた場合については、従前、犬の登録関係は捜査機関が捜査に必要な情報として照会するものであり公共性が高い目的であること、情報を受け取った捜査機関にも守秘義務があること、この情報は市町村の犬の登録データでしか存在せず犯罪捜査上の必要が生じた場合に他の代替手

段が想定し難いことなどを踏まえて、条例第12条に基づく藤沢市個人情報保護制度運営審議会に目的外提供についての諮問を行わずに情報の提供に応じてきた。また、咬傷事故関係については、2006年3月まで神奈川県藤沢保健所の業務において刑事訴訟法第197条第2項の捜査関係事項照会として、情報の提供をし、市と県において各々対応してきた。

2006年4月から本市が保健所設置市となり、犬の事故届に関する業務が権限委譲され、両業務を本市で行うこととなり、改めて目的外提供の諮問について条例に基づく手続きを行うものだが、この照会については、検察官、検察事務官及び司法警察職員としての職務を行う者から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会により、犬の咬傷事故に関する飼養者及び飼い犬関係情報の目的外提供の依頼がされ、迅速な対応が求められるため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続きを経なくても目的外提供できるということ及び目的外提供することに伴う本人通知の省略について包括的な取り扱いをさせていたただきたく諮問するものである。

(2) 目的外に提供する情報の提出先及びその内容

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 犬の登録の有無

(イ) 犬の登録情報（所有者の住所・氏名・電話番号 登録年月日 登録番号
犬の所在地 犬の種類 犬の生年月日 犬の毛色 犬の性別 犬の名
狂犬病予防注射実施の実施日）

(ウ) 飼い犬事故届の有無

(エ) 飼い犬事故届出書情報（届出者の住所・氏名・電話番号 飼い犬の登録
番号・種類・年齢・性別・呼び名・毛色・体格・最終予防注射年月日・
過去における事故回数・事故時における管理状態・事故内容）

イ 目的外提供の相手方 検察官、検察事務官及び司法警察職員

ウ 目的外提供の根拠規定 刑事訴訟法第197条第2項

(3) 目的外に提供する必要性について

ア 照会の法的位置づけ

この個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、この照会は、正当な請求権を有した検察官、検察事務官及び司法警察職員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

イ 目的外提供の必要性

この照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

また、この照会の目的外提供に係る個人情報、市町村の犬の登録データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ることを条件とし、照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、この照会に対する目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを、その都度捜査機関に確認できた場合に限ることを条件として、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(5) 実施時期（予定年月日）

平成19年1月25日以降

(6) 提出資料

- ア 個人情報取扱事務届出書
- イ 捜査関係事項照会書
- ウ 犬の登録申請書
- エ 飼い犬事故届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

この個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、捜査をするにあたり、公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない義務まで課すものではない。

しかし、この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の犬の登録データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、この照会は公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められる。

かつ、この照会は、正当な請求権を有した検察官、検察事務官及び司法警察職員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

さらに、実施機関では、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認できた場合に限ることを条件とすることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

なお、目的外に提供するにあたり、その判断基準としてガイドラインを作成し、どのような場合に提供を認めるか、捜査に必要不可欠な照会であることを捜査機関に確認したということ、またその判断は誰が行うのか等の基準を明確にすることを条件とするものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、この照会に対する目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることをその都度捜査機関に確認できた場合に限ることを条件として、当該通知を省略することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上